

(2) 環境保護に関する南極条約議定書

「南極条約環境保護議定書」

作成 一九九一年(〇月四日(マドリード))

効力発生 一九九八年一月一日

日本国 一九九八年一月四日(一九九九年五月二十九日署名、
一九七四年三月国会承認、二月十五日受諾書寄
託、二月二十八日公布、条約四号)

当事国 四一

前文

この南極条約議定書の締約国(以下「締約国」という)は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護を促進する必要性を確信し、

南極地域が専ら平和的の目的のため恒久的に利用され、かつ、国際的の不和の舞台又は対象とならないことを確保するため南極条約体制を強化する必要性を確信し、

南極地域の特別な法的及び政治的地位並びに南極地域におけるすべての活動が南極条約の目的及び原則に適合することを確保することについての南極条約協議国の特別の責任を留意し、南極地域が特別保存地域として指定されたこと並びに南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を保護するため南極条約体制の下で採択された他の措置を想起し、

更に、南極地域が地球規模において重要な環境の科学的監視及び調査の独特の機会を提供することを確認し、南極の海洋生物資源の保存に関する条約の保存に関する原則を再確認し、

南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護のための包括的な制度を進展させることが人類全体の利益であることを確信し、

このため、南極条約を補足することを希望して、次のとおり協定した。

第一条(定義) この議定書の適用上、

(a) 「南極条約」とは、千九百五十九年十二月一日にワシントン

で作成された南極条約をいう。

(b) 「南極条約地域」とは、南極条約第六条の規定に従い同条約の適用される地域をいう。

(c) 「南極条約協議国会議」とは、南極条約第九条に定める合会をいう。

(d) 南極条約協議国会とは、南極条約第九条に定める合会に参加する代表者を任命する権利を有する同条約の締約国をいう。

(e) 「南極条約体制」とは、南極条約、同条約に基づく有効な措置、同条約に関連する別個の有効な国際文書及びこれらの国際文書に基づく有効な措置をいう。

(f) 「仲裁裁判所」とは、この議定書の不可分の一部を成す付録一によって設置される仲裁裁判所をいう。

(g) 「委員会」とは、第十一条の規定によつて設置される環境保護委員会をいう。

第二条(目的及び指定) 締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を包括的に保護することを約束し、この議定書により、南極地域を平和及び科学に貢献する自然保護地域として指定する。

第三条(環境に関する原則) 一 南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護並びに南極地域の固有の価値、原生地域としての価値、芸術上の価値及び科学的調査特に、地球環境の理解のために不可欠な調査を実施するための地域としての価値を含む)の保護は、南極条約地域におけるすべての活動を計画し及び実施するに当たり考慮すべき基本的な事項とする。

2

(a) 南極条約地域における活動は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に対する悪影響を限定するように計画し及び実施する。

(b) 南極条約地域における活動については、次のことを回避するように計画し及び実施する。

(i) 気候又は天候に対する悪影響

(ii) 大気、質又は水質に対する著しい悪影響

(iii) 動物及び植物の種又は種の個体群の分布、豊度又は生産性の有害な変化

(iv) 著しい変化

(v) 絶滅のおそれがあり若しくは脅威にさらされている種又は生物学的上、科学上、歴史学上、芸術上又は原生地域として重要な価値を有する地域の価値を減じ又はこれらの地域を相当な危険にさらすこと。

(vi) 南極条約地域における活動については、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系並びに南極地域の科学的調査を実施し及び関連するの価値に対して当該活動が及ぼすおそれのある影響につき事前の評価を可能にする十分な情報に基づき及びこの影響を知つた上でこの判断に基づき、計画し及び実施する。このような判断に当たっては、次の事項を十分に考慮する。

(i) 活動の範囲、地域、期間及び程度を含む。

(ii) 活動の累積的な影響、当該活動自体によるもの及び南極条約地域における他の活動の影響との複合によるもの双方

(iii) 活動が南極条約地域における他の活動に有害な影響を及ぼすか否か。

(iv) 環境上問題を生じさせないように作業を行うための技術及び手順が利用可能であるか否か。

(v) 活動が及ぼす悪影響を特定し及び早期に警告を与えるために主要な理上の指標及び生態系の構成要素を監視する能力の有無並びに南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に関する監視の結果又は知識の増進に照らして必要となる作業手順の修正を行うための能力の有無

(vi) 事故時、環境に影響を及ぼすおそれのあるもの)に對し迅速かつ効果的に対応する能力の有無

(d) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行うため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(e) 南極条約地域の内外で実施される活動が南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に及ぼす予測されなかった影響を早期に探知することを容易にするため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(f) 南極条約地域における活動については、科学的調査を優先するよう及び南極地域の科学的調査、地球環境の理解のために不可欠な調査を含む)を実施する地域としての価値を保護するように計画し及び実施する。

3



ができる他の適切な科学的機関、環境に関する機関及び技術的機関に対し委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請することができる。

5 委員会は、その会合の報告書を南極条約協国会議に提出する。当該報告書は、委員会の会合で審議されるすべての問題を対象とし、及びその会合で表明された見解を映するものとする。当該報告書は、その会合出席した締約国及びオブザーバーに送付し、その後一般に利用可能なものとする。

6 委員会は、南極条約協国会議による承認を条件として、委員会の手続規則を採択する。

第一二条(委員会の任務) 1 委員会の任務は、附属書の運用を含むこの議定書の実施に関し南極条約協国会議における審議のため締約国に対して助言を与え及び勧告を行うこと並びに同会議によって、委員会に委任されるその他の任務を遂行すること。特に、委員会は、次の事項に関して助言を与える。

- (a) この議定書に従ってとられる措置の効果
- (b) この議定書に従ってとられる措置を状況に応じて改定し、強化又は改善する必要性
- (c) 適当な場合には、追加的な措置(附属書の追加を含む)の必要性
- (d) 第八条及び附属書Iに規定する環境影響評価の手続の適用及び実施
- (e) 南極条約地域における活動の環境に対する影響を最小にし、又は緩和する方法
- (f) 緊急措置を必要とする事態についての手続(環境上の緊急事態における対応措置を含む)
- (g) 南極保護地区制度の運用及び改善
- (h) 査察の手続(査察の報告書、様式及び査察の実施のための点検項目の一覧表を含む)
- (j) 環境保護に関する情報の収集、蓄積、交換及び評価
- (k) 南極の環境の状態

(j) この議定書の実施に関連する科学的調査環境の監視を含む)の必要性

2 委員会は、その任務を遂行するに当たり、適当な場合には、南極研究科学委員会、南極の海洋生物資源の保存のための科学委員会並びに他の適切な科学的機関、環境に関する機関及び技

術的機関と協議する。

第一三条(この議定書の遵守) 1 各締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置、法令の制定、行政措置及び執行措置を含む)をとる。

2 各締約国は、いかなる者もこの議定書に反する活動を行わなようとするため、国際連合憲章に従った適当な努力をする。

3 各締約国は、1及び2の規定に従ってとる措置を他のすべての締約国に通報する。

4 各締約国は、この議定書の目的及び原則の実施に影響を及ぼすと認めるすべての活動につき他のすべての締約国の注意を喚起する。

5 南極条約協国会議は、この議定書の締約国でない国に対して、当該国又はその機関、自然人、法人若しくは船舶、航空機その他の輸送手段によって実施される活動であつてこの議定書の目的及び原則の実施に影響を及ぼすすべてのものについて注意を喚起する。

第一四条(査察) 1 南極条約協国会議は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護を促進し並びにこの議定書の遵守を確保するため、単独で又は共同して、南極条約第七条の規定に従って行われる監視員による査察のための措置をとる。

2 監視員は、次の者とする。

(a) いずれかの南極条約協国会議によって指名される当該南極条約協国会議の国民である監視員

(b) 南極条約協国会議の定める手続に従い査察を行うため同会議で指名される監視員

3 査察は、査察を行う監視員と十分に協力するものとし、査察の間、南極条約第七条の規定に基づく査察のために開放されている基地、施設、備品、船舶及び航空機のすべての部分並びにこの議定書により要請されるすべての保管されたこれらに関する記録について監視員によるアクセスが認められることを確保する。

4 査察の報告書については、自国の基地、施設、船舶、船舶又は航空機がその査察の報告書の対象となつて締約国に送付され、当該締約国が意見を述べる機会を与えられた後、当該査察の報告書及び意見は、すべての締約国及び委員会に送付され、並びに次の南極条約協国会議で審議されるものとし、その後、当該

該査察の報告書及び意見は、一般に利用可能なものとする。

第一五条(緊急時における対応措置) 1 南極条約地域における環境上の緊急事態に対応するため、各締約国は、次のことに同意する。

(a) 南極条約地域における科学的調査の計画、観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であつて、(南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの、関連する後方支援活動を含む)の実施から生ずる緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとること。

(b) 南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に対応するための緊急時計画を作成すること。

2 このため、締約国は、

(a) 1(b)の緊急時計画の作成及び実施について協力する。

(b) 環境上の緊急事態につき速やかに通報を行うため及び協力して対応するための手続を定める。

3 この条の規定の実施において、締約国は、適当な国際機関の助言を参考とする。

第一六条(責任) 締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の包括的な保護についてのこの議定書の目的に従い、南極条約地域において実施され、かつ、この議定書の適用を受ける活動から生ずる損害についての責任に関する規則及び手続を作成することを約束する。当該規則及び手続については、第九条の規定に従って採択される一又は二以上の附属書に含める。

第一七条(締約国による年次報告) 1 各締約国は、この議定書の実施のためとつた措置を毎年報告する。その報告書には、第十三条3の規定に従って行われる通報、第十五条の規定に従って作成される緊急時計画並びにこの議定書に従つて必要とされる他のすべての通告及び通報であつて情報の送付及び交換に関し他に規定がないものを含める。

2 1の規定に従つて作成される報告書は、すべての締約国及び委員会に送付され、並びに次の南極条約協国会議で審議されるものとし、更に、当該報告書は、一般に利用可能なものとする。

第一八条(紛争解決) この議定書の解釈又は適用に関して紛争



(d) 第十九条の規定に基づく宣言及び通告の寄託
(e) 前条5(b)の規定に基づき登録した通告

第二七条(正文及び国際連合への登録) 1 この議定書は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成し、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、この議定書の認証謄本を南極条約のすべての締約国に送付する。
2 この議定書は、寄託政府が国際連合憲章第11条の規定により登録する。

付録 仲裁 (略)

附属書 I 環境影響評価 (略)

附属書 II

南極の動物相及び植物相の保存(抜粋)

第三条(在来の動物相及び植物相の保護) 1 採捕又は有害な干渉は、許可証による場合を除くほか、禁止する。

2-1-6 (略)

第七条(南極条約体制の範囲外の他の合意との関係) この附属書のいかなる規定も、締約国が国際捕鯨取締条約に基づき有する権利を害し及び同条約に基づき負う義務を免れさせるものではない。

附属書 III 廃棄物の処分及び廃棄物の管理 (略)

附属書 IV 海洋汚染の防止 (略)

附属書 V 地区の保護及び管理 (略)

7 南極海洋生物資源保存条約(第2節5参照二四一頁)

